

令和7年8月31日執行

山 添 村 長 選 挙

選 挙 の て び き

山 添 村 選 挙 管 理 委 員 会

山添村長選挙執行関係の日程

7月30日（水）	◎ 立候補予定者等説明会 （午前9時から、山添村役場 3階 中会議室）
8月13日（水） 14日（木）	◎ 立候補届出等書類事前審査 （午前9時から午後5時まで） 山添村役場 3階 中会議室
告示日 8月26日（火）	◎ 立候補届出受付 山添村役場 3階 大会議室 （午前8時30分から午後5時まで） ○ 選挙事務所設置（異動）届 受付開始 ○ 出納責任者の選任（異動）届 受付開始 ○ 選挙事務従事者事務員の選任（異動）届 ○ 選挙立会人届出（～28日まで） ○ 公営施設利用個人演説会の申出 受付開始 ○ 選挙公報掲載申請書等の受付（午後5時まで） ◎ 氏名掲示の掲載順序のくじの実施（午後6時00分） ◎ 選挙公報の掲載順序のくじの実施（午後6時00分）
8月27日（水）	◎ 期日前・不在者投票開始（8月30日まで） ◎ 補充立候補届出受付開始（補充理由が生じたとき） 提出期限は9月3日まで
8月28日（木）	◎ 選挙立会人のくじの実施（午後5時30分）※超過の場合
8月29日（金）	◎ 投票所事務打合せ会（午後2時から）
選挙期日 8月31日（日）	◎ 投票 午前7時から午後6時 ◎ 開票 午後7時30分から 開票場所は、山添村役場 3階 大会議室 （参観人受付は、午後7時から）
9月 1日（月）	◎ 当選証書付与式（午前9時30分から） 会場は、山添村役場 3階 大会議室
	◎ 選挙の効力に関する異議申出期限（選挙期日後14日） ◎ 当選の効力に関する異議申出期限（選挙会後14日） ◎ 選挙運動費用の収支報告書提出期限（選挙期日後15日） ◎ 選挙運動費用の収支報告書要旨の公表（提出後） ◎ 供託証明書の返還（選挙会後14日）

★ 選挙の管理及び届出について

1. 山添村選挙管理委員会（自治法181）

所在地 山辺郡山添村大字大西151番地
山添村役場内
(電話) 0743-85-0041

委員長 今出 好昭

2. 山添村長選挙選挙長 今出 好昭

3. 選挙長事務取扱場所

- ・ 令和7年8月26日（火）午後5時まで
山辺郡山添村大字大西151番地
山添村役場 3階 中会議室
- ・ 令和7年8月26日（火）午後5時以降は、
山添村役場 選挙管理委員会室

4. 届出、請求、申し出の時間

選挙管理委員会及び選挙長に対する届出、請求、申し出等の時間は、選挙の期間中毎日午前8時30分から午後5時までです。

5. 選挙期日（公選法33条）

- (1) 選挙期日の告示日 令和7年8月26日（火）
- (2) 選挙期日 令和7年8月31日（日）

6. 立候補の届出（公選法86の4）

(1) 届出期間及び時間

8月26日（火）・・・選挙期日の告示日
午前8時30分から午後5時まで。

(2) 届出方法

立候補の届出方法は、候補者になろうとする者自身の名によって届出る『本人届出』と、他人を候補者にしようとする者が届出る『推薦届出』の2つの方法がありますが、いずれの場合も、郵便によることなく、文書で直接選挙長に届出なければなりません。

(3) 届出書類

A. 本人届出の場合

- (ア) 候補者届出書
- (イ) 供託証明書

注 供託をするときの注意

本人が立候補届出をする場合の供託者は、候補者本人です。

供託は、奈良地方法務局に備付けの『供託書』用紙で手続をしてください。

供託証明書がないと、立候補の届出は受理されません。

供託金は、500,000円です。(詳細は、『記載説明書』を参照してください。)

(ウ) 宣誓書

(エ) 所属党派(政治団体)証明書

(正規の発行権者の発行のものに限る。無所属の場合には必要ありません。)

(オ) 戸籍謄本又は抄本(最近のもの。抄本でよい。)

(カ) 通称認定申請書(戸籍名にかえて通称を使用する場合のみ)

B. 推薦届出の場合

(ア) 候補者推薦届出書

(イ) 候補者推薦届出承諾書

(ウ) 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書

(村選挙管理委員会が発行したもの)

(エ) 供託証明書(供託証明書氏名欄には、供託をした推薦届出人の住所氏名を記載しなければなりません。)

(オ) A. 本人届出の場合の(ウ)(エ)(オ)(カ)の書類

(上記A. B. の届出書類等の記載例は、別冊にあります。)

(4) 立候補届出書の様式

別添同封の用紙を用いて、黒色又は青色のインク又はボールペンを使用して、楷書で明確に書いて下さい。

(5) 届出の受付

立候補の届出の受付は、8月26日(火)午前8時30分から開始しますが、それまでに山添村役場(3階)会議室前に現在する届出人が、2名以上ある場合は、『くじ』によって受付順位(『くじ』は2回実施)を決定します。8時30分以降に到着した届出人については、到着順となります。

(6) 立候補届出の際に持参するもの

立候補の届出の際には、届出関係書類に押した印鑑を必ず持参して下さい。このほか、選挙公報掲載文申請書等、選挙運動用ポスター及びビラの見本も持参して下さい。

(7) 立候補の届出書類等の事前審査

立候補届出の受付をスムーズにするため、立候補届出に必要な届出書、添付書類に記載漏れや記載誤りがないかを、8月13日、14日の午前9時から午後5時までの間、山添村役場(3階)中会議室で事前審査を行います。ご協力をお願いします。立候補の届出書類等の事前審査には、選挙公報掲載文申請書等も含まれます。

※選挙公報原稿提出日

※選挙ポスター、ビラ作成済みの場合は提出可

7. 候補者に交付する物品、証明書等

選挙長が立候補届出書を受理した候補者には、次に掲げる表示板、証明書類等を交付します。

(1) 選挙管理委員会が交付するもの

(ア) 選挙運動用自動車表示板	1
(イ) 選挙運動用拡声機表示板	1
(ウ) 街頭演説用標旗	1
(エ) 自動車乗車用腕章	4
(オ) 街頭演説用腕章	1 1
(カ) 胸章（白バラ）	1
(キ) たすき	1

(2) 選挙長が交付するもの（公選法 1 4 2 ①、1 4 9）

(ア) 候補者用通常葉書使用証明書	1
(イ) 選挙運動用通常葉書差出票	2 5
(ウ) 新聞広告掲載証明書	2

(注意)

- (1) 交付物品、証明書類は、原則として再交付しないので、取り扱いにご注意下さい。
- (2) 立候補の届出を却下され、又は、候補者を辞退した場合には、交付物品、証明書類は直ちに返還して下さい。
- (3) 交付物品のうち、選挙運動用自動車表示板、選挙運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、自動車乗車用腕章、街頭演説用腕章は、使用の目的が終了した後に返還して下さい。

8. その他の届出

(1) 立候補辞退届（公選法 8 6 の 4 ⑩）

候補者が、候補者たることを辞めた場合は、選挙長に文書で、辞退の届出をしなければなりません。

候補者を辞退することができるのは、立候補届出期間内（8 月 2 6 日午後 5 時まで）で、期間経過後は、立候補を辞退することはできません。

(2) 立候補届出事項の異動届（公選法令 8 9 ⑥）

立候補届出事項に異動が生じた場合は、その旨を直ちに選挙長に文書で届け出なければなりません。

(3) 出納責任者選任（異動）届（公選法 1 8 0 ③、1 8 2、1 8 3）

出納責任者を選任又は解任等の異動があったときは、直ちにその旨を山添村選挙管理委員会に届け出なければなりません。

(4) 選挙事務所設置（異動）届（公選法 1 3 0 ②）

選挙事務所を設置又は異動（閉鎖）したときは、直ちにその旨を山添村選挙管理委員会に届け出なければなりません。

- (5) 報酬を支給して選挙運動のために使用する者の届出（公選法１９７の２）
選挙運動に従事する者のうち、選挙運動のために使用する労務者、事務員及び車上運動員（うぐいす嬢等）に限り報酬を支給することができます。ただし、この場合には、報酬を支給する者（事務員及び車上運動員）を、事前に山添村選挙管理委員会に届け出なければなりません。
- ・ 支給できる期間
立候補の届出後、報酬の支給を受けることができる者を文書で山添村選挙管理委員会に届出たときから、選挙期日の前日（８月３０日）までの間。
- (6) 選挙立会人の届出（公選法７６、６２①）
選挙期日前３日（８月２８日）までに山添村選挙人名簿に登録されている人を届け出なければなりません。
- (7) 個人演説会開催申出書（公選法１６３）
公営施設を使用して、個人演説会を開催しようとする場合は、開催前２日までに山添村選挙管理委員会に申し出なければなりません。

★ 選挙運動について

1. 選挙運動の期間（公選法 1 2 9）

選挙長が立候補届を受理したときから、原則として選挙期日の前日までです。

2. 選挙運動用ポスター（公選法 1 4 3 ①）

選挙運動用ポスターは、山添村選挙管理委員会が設置するポスター掲示場以外では掲示することができません。

(1) ポスター掲示場（公選法 1 4 4 の 2 ⑧）

村長選挙についてはポスター掲示場（4 1 箇所）を設置します。

ポスター掲示場の設置場所は、別添のとおりです。

(2) 掲示できる期間

選挙運動用ポスターを掲示できる期間は、立候補届出後選挙の日までです。

(3) 掲示場所

候補者の立候補の届出順位と同一番号の区画に掲示しなければなりません。

(4) 規格（公選法 1 4 4 ④）

選挙運動用ポスターの規格は、長さ 4 2 センチメートル、幅 3 0 センチメートルを超えてはなりません。

(5) 記載の内容（公選法 1 4 4 の 4 の 2 ②）（公選法 1 4 4 ⑤）

選挙運動用ポスターの記載の内容については、他人や他政党の名誉を傷つけることや当該ポスターとして品位を損なう内容などは記載してはいけません。また、ポスター表面に掲示責任者及び印刷者の住所氏名（印刷者が法人であるときは、その所在地と法人名）が記載又は印刷されていなければなりません。

3. 選挙事務所（公選法 1 3 0）

(1) 選挙事務所の設置者（公選法 1 3 0 ①）

選挙事務所を設置することができる者は、候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人であるときは、その代表者）に限られ、推薦届出者が設置するときは、候補者の承諾が必要です。

(2) 選挙事務所を設置したときの手続（公選法 1 3 0 ②、公選法令 1 0 8）

選挙事務所を設置したときは、直ちに文書で、山添村選挙管理委員会に届け出なければなりません。

設置者が、推薦届出者であるときは、候補者の承諾書を添付しなければならず、その場合、推薦届出者が複数いるときは、その代表者証明書もあわせて添付して下さい。

(3) 選挙事務所の異動（公選法 1 3 0 ②、1 3 1 ②）

選挙事務所に異動があったときは、設置のときと同様、直ちに届け出なければなりません。異動とは、選挙事務所を移動したとき、又は選挙事務所を廃止したときを含みます。

選挙事務所は、1 日 1 回しか移動できません。

(4) 設置できる選挙事務所の数 (公選法 1 3 1 ①、)

1 カ所 (山添村が事業主体となって設置した集会所等には、選挙事務所の設置はご遠慮下さい。)

(5) 選挙当日の選挙事務所の制限 (公選法 1 3 2)

選挙事務所は、選挙当日においても、投票所を設けた場所の入口から 3 0 0 メートル以外 (直線距離) の区域に限り、設置し、又は設置しておくことが認められています。

(6) 選挙事務所の表示 (公選法 1 4 3)

(ア) 種類 (公選法 1 4 3 ①)

ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

(イ) 規格 (公選法 1 4 3 ⑨⑩)

- ・ ポスター、立札及び看板の類は、縦 3 5 0 センチメートル、横 1 0 0 センチメートル以内。
- ・ ちょうちんの類は、高さ 8 5 センチメートル、直径 4 5 センチメートル以内。

(ウ) 数量 (公選法 1 4 3 ⑦⑩)

ポスター、立札及び看板の類は通じて 3 以内。

ちょうちんの類は、1 個に限られています。

(エ) 記載の内容

選挙事務所を表示するものであることが認められる内容の記載が必要であり、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できません。

(オ) 掲示の場所

選挙事務所の所在場所に限られます。

(7) 選挙事務所の閉鎖命令

次の場合には、山添村選挙管理委員会から選挙事務所を閉鎖するよう命じられます。

- ・ 候補者又は推薦届出者以外の者が、選挙事務所を設置したとき。
- ・ 投票日当日、投票所を設けた場所の入口から 3 0 0 メートル以内の区域に選挙事務所が設置されているとき。
- ・ 2 箇所以上の選挙事務所が設置されているとき。

4. 選挙運動用自動車 (公選法 1 4 1)

(1) 使用できる自動車の数 (公選法 1 4 1 ①)

1 台

(2) 使用できる自動車の種類 (公選法 1 4 1 ⑥、公選法令 1 0 9 の 3)

(ア) 乗車定員 4 人以上 1 0 人以下の小型自動車 (バン型を含む)

(イ) 四輪駆動式の自動車で車輛重量が 2 トン以下のもの

(ウ) 乗車定員が 1 0 人以下の乗用自動車 ((ア) 及び (イ) に該当しないもの)

- (エ) 小型貨物自動車及び軽貨物自動車
- (3) 自動車を使用する手続 (公選法 1 4 1 ⑤)
立候補届出の際、山添村選挙管理委員会から交付する表示板を、自動車の前面の見やすい箇所に取り付けなければなりません。
- (4) 自動車に掲示することができる文書図画(公選法 1 4 3 ①⑨⑩、1 4 1 の 2、1 4 1 の 3)
- (ア) 種類
ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
- (イ) 規格
ポスター、立札及び看板の類は、縦 2 7 3 センチメートル、横 7 3 センチメートル以内。
ちょうちんの類は、高さ 8 5 センチメートル、直径 4 5 センチメートル以内。
- (ウ) 数量
ポスター、立札及び看板の数は制限がないが、ちょうちんの類は 1 個に限られます。
- (エ) 記載の内容
記載内容については、何ら制限はない。
- (オ) 乗車することができる人数
選挙運動用自動車には、候補者、運転手(1 人に限る)のほか、山添村選挙管理委員会から交付する乗車用腕章をつけた運動員 4 名しか乗ることができない。ただし、乗車定員に注意して下さい。
- (カ) 車上での選挙運動
走行中の自動車上においては、選挙運動はできないが自動車上での連呼行為は許されています。
停止している自動車上においては、街頭演説、連呼行為ができますが、その種類に応じてそれぞれ規制をうけるので注意が必要です。

5. 選挙運動用拡声機 (公選法 1 4 1 ①)

使用できる拡声機の数、候補者 1 人につき一揃に限られています。他に、個人演説会の開催中その会場で別に一揃使用できます。

使用する拡声機には、立候補の際、山添村選挙管理委員会から交付する表示板を、マイクフォンの下部等一定の場所に取り付けておかねばなりません。ただし、個人演説会の開催中その会場で使用するものには表示はいりません。

6. 選挙運動用通常葉書 (公選法 1 4 2 ①)

(1) 使用できる枚数

選挙運動のために頒布できるのは、通常葉書だけで、候補者 1 人について 2 5 0 0 枚まで使用できます。

(2) 葉書の入手方法

選挙運動のために使用する通常葉書は、無料とされています。

立候補の際、選挙長が発行する候補者用通常葉書使用証明書を選挙運動期間中に、郵政事業株式会社奈良支店に提示して、選挙用の表示をしてある官製葉書の交付を受けて下さい。

(3) **私製葉書の使用**

官製葉書を用いず、手持ちの私製葉書（私製葉書購入に要した費用は、選挙運動費用に計算される。）を上記証明書とともに指定された奈良支店に差し出せばよい。（奈良支店では、これに選挙用の表示をしてくれる。）

(4) **葉書の発送**

選挙運動用の通常葉書を発送するときは、郵便物の配達事務を取り扱う奈良支店の窓口に出さなければなりません。

葉書を郵便によらずに配布することはできません。

7. **新聞広告（公選法 149④）**

候補者は、立候補の届出をしたときから選挙期日の前日までの間2回に限って、立候補の際、選挙長が発行する新聞広告掲載証明書を希望する新聞社へ広告原稿とともに提出することによって、自己の選挙運動のために広告することができます。広告料は、有料です。その他詳細は、新聞広告掲載証明書を参照して下さい。

8. **選挙公報（公選法 167、168、172の2）**

村長、議会の議員選挙については、選挙公報を発行します。

この選挙公報の掲載文記載の方法については、別紙に記述してあるので熟読して下さい。

① **掲載文の申請**

- | | |
|-----------|--|
| (ア) 申請の期限 | 8月26日（火）午後5時まで |
| (イ) 申請先 | 山添村選挙管理委員会 |
| (ウ) 添付書類 | (あ) 掲載文2通（山添村選挙管理委員会が交付する原稿用紙による。）
(い) 写真2枚（立候補の届出の日前概ね6カ月以内に写した上半身像（無帽正面向）の手札型（縦10.8cm、横8.25cm）で、裏面には、候補者の氏名及び撮影年月日を記載。） |

② **掲載順序を定める『くじ』**

- ・ 日 時 8月26日（火） 午後6時00分
- ・ 場 所 山添村役場 3階 中会議室
- ・ その他 候補者又はその代理人は、『くじ』に立ち会うことができます。

9. **個人演説会（公選法 161、161の2、163、公選法令 112）**

(1) **公営施設使用の個人演説会**

開催日前2日までに、文書により山添村選挙管理委員会に申し出て下さい。
この施設の使用は、候補者1人について同一の施設ごとに1回に限り無料です。
使用時間は、1回について5時間以内です。

山添村選挙管理委員会が定める公営施設（9施設）は、次のとおりです。

- ・ 山添村総合スポーツセンター
 - ・ 山添村東山公民館
 - ・ 山添村波多野公民館
 - ・ 山添村豊原公民館
 - ・ 山添村立やまぞえ小学校
 - ・ 山添村立山添中学校
 - ・ 山添村生涯学習施設 東豊館
 - ・ 山添村生涯学習施設 西豊館
 - ・ 山添村ふるさとセンター ふれあいホール
- (2) **その他の施設使用の個人演説会**
公営施設以外の施設使用の個人演説会においては、施設の所有者等と交渉して、その承諾を得て下さい。
- (3) **演説会場で掲示できる文書図画**（公選法 1 4 3）
- (ア) 演説会場内部
ポスター、立札及び看板の類（規格制限はなし）、高さ 8 5 センチメートル、直径 4 5 センチメートル以内のちょうちんを掲示することができます。
ポスター、立札及び看板の数には制限はないが、ちょうちんは各会場ごとに会場内か会場外のいずれか 1 個に限られます。
- (イ) 演説会場外部
ポスター、立札及び看板の類（縦 2 7 3 センチメートル、横 7 3 センチメートル以内）は通じて 2 個、ちょうちん（規格は、(ア) と同じです。）は 1 個に限られます。
- (ウ) 掲示責任者の氏名等の記載（公選法令 1 1 0）
前述（ア）、（イ）の文書図画には、その表面に掲示責任者の氏名、住所を記載しなければなりません。

1 0. 選挙運動用ビラ（公選法 1 4 2）

- (1) 選挙運動用ビラ
選挙運動用ビラを頒布したい候補者は選挙運動用ビラ届に見本を添えて選挙管理委員会に届出ること。2 種類以内で種類ごとに届出をおこなう。
- (2) ビラの規格等
長さ 2 9 . 7 センチメートル、幅 2 1 センチメートル（A 4 版）を超えてはならない。枚数は 2 種類以内延べ 5 , 0 0 0 枚以内である。
- (3) 記載内容等
ビラの記載内容については制限がない（虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できない）。ただし、その表面に頒布責任者及び印刷者の住所、氏名、（印刷者が法人であるときはその所在地と法人名）が記載又は印刷されていなければならない。

- (4) ビラの証紙
ビラを頒布する場合は、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければならない。証紙は選挙運動ビラ届の審査、受理後交付する。
- (5) ビラの頒布方法
新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所での頒布に限られる。

1 1. 街頭演説（公選法 1 6 4 の 5、1 6 4 の 6）

街頭演説とは、街頭又はこれに類する場所（例えば、公園・空き地等）で多数の人に向かってする選挙運動のための演説を言います。

(1) 標旗の交付

街頭演説を行うためには、演説者は必ず止まって、標旗を掲げていなければなりません。標旗は、立候補の際に山添村選挙管理委員会が、候補者 1 人について 1 本交付します。

(2) 演説のできる時間及び場所等

街頭演説は、午前 8 時から午後 8 時までの間に限ってすることができます。又、学校、病院、診療所施設等の周辺においては、静穏の保持につとめなければなりません。長時間にわたり、同一の場所にとどまってもいけません。

(注) 街頭演説をする場所では、ポスター、立札、看板、及びちょうちんの類は使用することができない。ただし、その場所に停止している選挙運動用自動車につけられているポスター、立札、看板、及びちょうちんの類は差し支えない。

(3) 運動員の腕章

街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者 1 人について 1 5 人を超えてはならず、しかも、これらの者は、山添村選挙管理委員会が交付する腕章をつけていなければなりません。

腕章は、乗車用腕章をそのまま街頭演説に着用することができるので、街頭演説用腕章は候補者 1 人について 1 1 枚を交付します。

1 2. 戸別訪問（公選法 1 3 8）

(1) 戸別訪問の禁止

何人も、選挙人の家（会社、工場等も含まれる。）を訪ねて投票を依頼したり、又は投票を得させないように依頼するような行為は、戸別訪問としてすべて禁止されています。

(2) 戸別訪問類似行為の禁止

戸別訪問に類似する行為も禁止されています。

1 3. 署名運動の禁止（公選法 1 3 8 の 2）

選挙に関し、投票を得る目的、得しめる目的又は得しめない目的をもって選挙人に対し、署名運動をすることは、一切できません。

14. 人気投票の公表の禁止（公選法138の3）

選挙に関する事項を動機として、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することは、禁止されています。

15. 休憩所等の禁止（公選法133）

休憩所その他これに類する設備は、選挙運動のために設けるものであれば、選挙運動員、労務者の用に供すると、選挙人のために設けるとを問わず、一切禁止されます。

16. 氣勢を張る行為の禁止（公選法140）

何人も選挙運動のために氣勢を張る行為をすることは禁止されています。

17. 選挙運動放送の制限（公選法151の5）

何人も、放送設備を使用して、選挙運動のために放送をし又は放送をさせることができません。

18. 連呼行為（公選法140の2）

選挙運動のため連呼行為をすることはできません。ただし、演説会の会場及び街頭演説の場所である場合のほか、選挙運動のために使用する自動車の上である場合は許されています。

この場合、街頭演説の場所及び自動車の上とするときは、午前8時から午後8時までです。学校、病院、診療所等の施設の周辺においては、静穏の保持に努めなければなりません。

19. 回覧行為の禁止（公選法142⑪）

選挙運動のため、回覧板その他の文書図画又は看板（プラカードを含む。）の類を多数のものに回覧させることは禁止されています。

ただし、選挙運動用自動車にポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を取り付けたままで走行することや、候補者等がたすき、胸章及び腕章の類を着用したままで行動し、回覧することは許されています。

20. 禁止を免れる行為の制限（公選法146①）

何人も、選挙運動期間中は、著述・演芸等の広告、その他いかなる名義をもってするを問わず、文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称、又は候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができません。

21. 飲食物の提供の禁止（公選法139、公選法令129）

(1) 飲食物の提供の禁止

何人も、選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても、原則として禁止されています。ただし、湯茶及びこれに伴い通常用いられている程度の菓子と選挙事務所において選挙運動員や労務者に対して提供される弁当は除外されています。

(2) **選挙事務所における弁当の提供**

(ア) 弁当を提供できる者

立候補の届出後から選挙期日の前日までの間に、運動員と労務者に対して、選挙事務所において食事するための弁当及び携行するための弁当で、選挙事務所で渡すものだけ提供できます。

(イ) 弁当料の制限額

提供する者1人について	1食あたり	1,500円以内
	1日あたり	4,500円以内

(ウ) 提供できる弁当の数

候補者1人当たり、45食に選挙期日の告示日から選挙期日の前日までの日数(5日間)を乗じて得た数の範囲内(225食以内)で、弁当の提供ができます。

(※45食×5日=225食)

(エ) 労務者に弁当を提供したときは、その報酬から弁当の実費相当額を差し引いて支給しなければなりません。

22. 自由にできる選挙運動

- (1) 幕間演説
- (2) 個々面接
- (3) 電話による選挙運動

23. インターネット等を利用する方法による選挙運動(平成25年5月26日施行)

有権者はウェブサイト等(ホームページ、ブログ、X(旧ツイッター)やフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動ができるようになりますが、電子メール(SMTP方式、電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されます。

候補者は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができるようになります。(詳細は、『インターネット選挙運動解禁に関する情報』(総務省)を参照して下さい。)

★ 選挙運動費用について

1. 収入、寄附及び支出

(1) 選挙運動に関する収入（公選法 179①）

『収入』とは、【金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいう。】ものとされ、日常使われている『収入』という言葉よりも広い意味があります。

例えば、選挙事務所に使う家屋を無料で借りたときは、通常支払わなければならない借料を支払わずに済む利益があるので、その借料に相当するものを収入に計上します。

(2) 選挙に関する寄附（179②）

候補者又は出納責任者など寄附を受ける立場から定義すると、『寄附』とは、【金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受又は収受の約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされる以外のもの。】ということになります。

しかし、候補者は政治資金規正法第21条第1項の規定による会社等からの寄附を受けることはできず、又地方公共団体と特別の関係にある者の寄附（公選法199、政治資金規正法22の3④、同22の4）、公職の候補者等の寄附（公選法199の2）、公職の候補者等の関係会社等の寄附（公選法199の3）、公職の候補者等の氏名を冠した団体の寄附（公選法199の4）、後援団体に関する寄附（公選法199の5）等禁止規定があるので、注意が必要です。

(3) 選挙運動に関する支出（公選法 179③）

① 『支出』とは、【金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束。】をいい、日常の『支出』という言葉よりも広い意味をもっております。

② 『選挙運動に関する』とは、立候補又は選挙運動の準備行為は選挙運動には含まれないが、選挙運動に関するものとされ、これに要した費用は『支出』に含まれます。

③ 例えば、選挙事務所に使う家屋を無料で借りたときは、その借料に相当するものを支出に計上します。

④ 選挙運動員等の労務の無償提供は、寄附と認められ、支出となります。

2. 出納責任者の選任（公選法 180①③）

出納責任者は、一般的には、候補者が選任するものですが、候補者が自ら出納責任者となり、又は推薦届出者（推薦届出者が複数あるときは、その代表者）が候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは候補者の承諾を得て、自ら出納責任者となることもできます。

出納責任者を選任したときは、直ちに文書で出納責任者届を山添村選挙管理委員会にしなければなりません。

推薦届出者が出納責任者を選任した場合には、候補者の承諾書（推薦届出者が複数あるときは、あわせてその代表者証明書）を添付して下さい。

3. 出納責任者の職務（公選法185、187）

（1） 会計帳簿の備付けと記載

出納責任者は、会計帳簿を備え付け、候補者のためのすべての選挙運動に関する寄附、その他の収入、支出に関する事項を記載しなければなりません。

（記載要領は別冊にあります。）

（2） 領収書等の徴収（公選法188）

出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。ただし、バスの切符の購入等社会通念上、領収書を発行しない慣例となっているような場合には、この限りではありません。

（3） 会計帳簿に記載する支出

① 人件費

選挙運動のために使用する労務者、事務員及び車上等運動員に対する報酬。

② 家屋費

選挙事務所費として考えられるのは、第1に借上料であって、このなかには、事務所自体と、机などの備品の借上料が考えられます。事務所の電話を架設する費用も家屋費に含まれます。

集合会場費には、主に個人演説会場の借上料があります。

③ 通信費

電報、電話、葉書、封筒等。

④ 交通費

候補者、選挙運動員、事務員、車上運動員（うぐいす嬢など）、労務者について生じるが、候補者の分は選挙運動費用とはみなされません。

選挙運動用自動車を使用するためにかかった支出（借上料、ガソリン代、オイル代、修理費、運転手の雇用料等）は、選挙運動費用とはみなされない
ので、記載の必要はありません。

⑤ 印刷費

選挙運動用ポスター、ビラ、及び葉書等の印刷費

⑥ 広告費

立札、看板、ちょうちん及び拡声機等

⑦ 文具費

紙、筆等の消耗品費

⑧ 食糧費

湯茶、菓子及び弁当

⑨ 休泊費

休憩費、宿泊費

⑩ 雑費

ガス、電気、水道費

4. 選挙運動費用に関する支出金額の制限額（公選法 194、公選法令 127）

（選挙期日の告示日における選挙人名簿登録者数×110円＋130万円です。
（選挙期日の告示日（8月26日）に告示し、候補者に告知します。）

5. 選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対する報酬及び実費弁償の最高額（公選法令 129、村公選法令執行規程 24の2）

(1) 選挙運動に従事する者（いわゆる運動員）1人に対して支給することができる実費弁償の額

(ア) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額。

(イ) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額。

(ウ) 航空費 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額。

(エ) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額。

(オ) 宿泊料（食事2食分を含む。） 1夜につき23,000円

(カ) 弁当料 1食につき1,500円、
1日につき4,500円。

(キ) 茶菓料 1日につき1,000円

(2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対して支給することができる報酬の額

(ア) 基本日額 10,000円以内

(イ) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内。

(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対して支給することができる実費弁償の額

(ア) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃 (1)の(ア)～(エ)に掲げる額。

(イ) 宿泊料（食事費を除く。） 1夜につき15,000円。

(4) 事務員及び車上運動員に支給することができる報酬について

(ア) 選挙運動に使用する事務員 1人1日につき10,000円以内。

(イ) 専ら選挙運動用自動車の上における選挙運動のために使用する者
1日1人につき20,000円以内。

(ウ) (ア)、(イ)ともに超過勤務手当は、支給できない。

(エ) 支給できる期間

立候補届出後、報酬の支給を受けることができる者を、文書で、山添村選挙管理委員会に届け出たときから、選挙期日の前日までの期間。

1日に9人以内、ただし、期間を通じて最大限45名を超えない延員数まで異なるものを届け出て、報酬を支給することができる。

6、選挙運動費用に算入されないもの（公選法197）

次に掲げるものは、選挙運動に関する支出とはみなされないので、これらは選挙運動費用に算入する必要はありません。

したがって、これについて出納責任者は収支報告をする必要はない。

- ① 供託金
- ② 立候補準備のために要した支出のうちで、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意志を通じてした支出以外のもの。
- ③ 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意志を通じてした支出以外のもの。
- ④ 候補者が乗用する車馬等のために要した支出。
- ⑤ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出。
- ⑥ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料。
- ⑦ 確認団体が行う選挙運動のために要した支出。
- ⑧ 選挙運動用自動車を使用するために要した支出。

7、収支報告書の提出（公選法189①）

出納責任者は、選挙期日から15日以内（9月15日まで）に選挙運動費用収支報告書を選挙管理委員会に提出しなければなりません。

ただし、報告後の収支については、その収支のなされた日から7日以内に提出してください。

8、供託物の取扱い

供託金は、次の区分によって、返還または没収されます。

(1) 供託金の返還

当選したときはもちろん、落選したときでも一定の得票数（供託物の没収点）以上の得票があれば供託金は返還されます。

供託物の没収点 $= \text{有効投票の総数} \times 1/10$

返還の手続きは、山添村選挙管理委員会から供託書と法定得票数を得たことの証明書を供託先の奈良地方法務局に提出してください。

ただし、選挙が済んでも、控訴期間中及び争訟継続中は返還できません。

(2) 供託金の没収

- ① 得票数が供託物の没収点に達しないとき。
- ② 立候補を辞退したとき。
- ③ 立候補禁止の公職についたため、立候補の辞退とみなされたとき。
- ④ 候補者の届出が却下されたとき。